

市民動物園会議認定動物園支援事業部会

第5回会議

日時：令和4年12月20日（火）15：00～17：00

場所：オンライン会議システム（Zoomミーティング）

事務局会場：円山動物園 動物園プラザ

次 第

1 開会

2 議題

(1) 検討事項の整理結果について

- ① 動物福祉の認定要件の整理
- ② 実地調査の範囲
- ③ 審査（評価）方法
- ④ 動物福祉向上の取組に関する事業の助成対象範囲
- ⑤ 審査員の委員選定条件
- ⑥ 制度名
- ⑦ 区分名

(2) 認定動物園制度の答申案について

3 今後のスケジュールについて

4 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|---------------|
| 資料1 | 認定制度案の検討事項整理表 |
| 資料2 | 認定動物園制度の答申案 |
| 資料3 | 今後のスケジュール |

認定制度案の検討事項整理表

検討事項一覧

項目	検討事項・概要
認定要件	①動物福祉の認定要件の整理 B 認定の要件に、取組姿勢や動物福祉評価・改善の取組実態を加えること
認定審査	②実地調査の範囲 実地調査を必ず行うものとするかなど
認定審査	③審査（評価）方法 点数化（合格点）か「満たしている」「満たしていない」の2択か
助成対象	④動物福祉向上の取組に関する事業の助成対象範囲
審査員 選定要件	⑤審査員の委員選定条件。 必須の選定条件はあるか。認定と助成で委員を分ける必要があるか。
制度名	⑥制度名 ・動物園条例の札幌市認定動物園を認定する制度としてわかりやすい名称 ・市内の動物園が、条例で示す「動物園」に向かってステップアップしていくための制度ということが印象付けられる名称 ・条例対象外施設も併せて札幌市の考える動物園のあるべき姿を目指してもらう制度であることがわかる名称
区分名	⑦区分名 ・B 認定が条例適用対象の動物園にも関わらず劣っている動物園と誤認されないネーミング ・A 認定は、B 認定よりも取組水準が高いことをイメージできるネーミング ・準認定は、条例の適用対象外のため“動物園”を使わずに「認定まであと一步」「支援対象施設」であることをイメージできるネーミング

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	認定要件
検討事項	①動物福祉の認定要件の整理
事務局案	<ul style="list-style-type: none"> ・ B認定動物園の「組織全体の指針」に関し、(動物福祉規程までの定めはないものの)動物園の運営方針等組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること、を追加。 ・ B認定動物園の「評価・改善」に関し、飼育動物(1種以上)について定期的な動物福祉の評価を実施していること、また、評価結果に基づく改善予定があること、を追加。

委員意見

・「評価・改善」において動物福祉の評価を実施している根拠について、実施前と実施後の記録があることが重要

委員意見反映後の事務局修正案

特に修正なし。

(前回資料への修正。修正箇所は、赤字下線)

	動物福祉規程・基準				
	組織全体の指針	飼育マニュアル	評価・改善	安楽殺	その他
A認定	策定及び定期的な見直しがあること 規定内容例： ・組織全体の取組指針 ・栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関する評価や飼育環境整備等の取組指針	B認定に同じ	・評価基準・チェックリストを策定(飼育動物全種の <u>チェック</u> を実施することができるものを策定。)・定期的に評価を実施し、改善につなげる体制がある。	倫理規程 実施体制(外部専門家の意見を聴取する仕組み、意思決定プロセス、従事する人材の育成、配置等)	実施体制 人材育成 市民・利用者への理解促進
B認定	・ <u>動物園の運営方針等組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること</u>	・飼育動物(1種以上)について、作成又は外部が作成するものを準用している。	・ <u>飼育動物(1種以上)について、定期的な動物福祉の評価を実施していること。</u> ・ <u>評価結果に基づく改善予定があること。</u>		
準認定		・今後作成又は外部が作成するものを準用する予定(意思)がある(認定対象期間において作成または準用する計画があること)			

審査基準

・動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が検討されていること

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	認定の審査
検討事項	②実地調査の範囲
事務局案	書類だけでは確認が不十分であり、実地により調査が必要と認められる要件について対象とする。(各動物園により必要となる実地調査箇所は異なると想定されることから、あらかじめ実地調査箇所は特定しない。大抵は展示内容や飼育施設が対象となると想定)
委員意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・(対象が数施設であれば、どこを見るかはあるとしても全施設全委員で調査に行くのがよいのではないか。) 	
委員意見反映後の事務局修正案	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定に当たっては必ず実地調査に行くこととし、調査箇所については、申請者ごとに書類だけでは確認が不十分なところを精査して、決定することとする。 	

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	認定の審査
検討事項	③審査（評価）方法
事務局案	<p>認定動物園支援事業部会の委員が、申請書類をチェックし、認定要件を基準に基づき「満たしている」か「満たしていない」かの2択で評価する方法でどうか。</p> <p>5段階評価で合計〇点以上で認定とする方法もあるかと思うが、行政処分となる認定の及第点を設定することが難しいと考えられる。</p>
委員意見	
<p>・申請のチェック項目が多くなると思われる。この場合、2択よりも合計点による合否決定の方がよいのでは？</p>	
委員意見反映後の事務局修正案	
<p>基本的には、満たすべき要件として設定するため、すべての項目について、「満たしている」と判断できることが適当と考える。しかしながら、項目によっては点数化することによって要件を満たしているか否かを判断することが適当であればその方法も検討する。</p> <p>12/20 の会議で点数化が適当である項目の抽出を行う。特になければすべて2択とする。</p>	

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	助成対象事業範囲
検討事項	④動物福祉向上の取組に関する事業の助成対象範囲
事務局案	調査研究のみ、動物福祉向上を目的とした取組を含める。ただし、施設整備費、備品購入、設備等の新設・修繕は除く。
委員意見	
<p>・「備品購入」を除く、ということは、例えば、「新規のエンリッチメント手法の開発のために動物の行動観察をしたいので、夜間の記録を撮るためのビデオカメラを購入したい」は認められないということでしょうか？（あるいは一定の金額以下のビデオカメラなら備品ではなく消耗品扱いになるとか？）</p> <p>こういった要望は、実際の現場で非常に多く生じうるものだと思います。</p>	
委員意見反映後の事務局修正案	
<p>委員意見の事例は助成対象とすることが適切と考える。</p> <p>助成対象事業の列举を以下のとおり修正する。（答申案P 4、9（3））</p> <p>①野生動物の保全に関する調査・研究（当該研究目的が良好な動物福祉の確保につながるものも助成対象とする。）</p> <p>※「動物の展示」を助成対象事業の項目から削除することとしているが、生態や生息環境を伝える動物の展示の工夫が、同時に動物福祉向上を目的とした調査研究である場合は、「野生動物の保全に関する調査・研究」に含まれるものとする。</p>	

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	認定及び助成の審査
検討事項	⑤審査員の委員選定条件。必須の選定条件はあるか。認定と助成で委員を分ける必要があるか
事務局案	<p>認定及び助成の両方を審査する委員として、以下を必須条件として選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園に所属経験が5年以上あること ・動物の飼育又は獣医療経験が豊富であること ・生息域外保全、生息域内保全など保全対象種の繁殖計画等に携わった経験があること ・動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について、国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していること
委員意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・長い名称で分かりづらいかもしれない。できるだけ短くできないか。 ・基本的には審査基準がありますので、この中で偏らない人選も良いかもしれません。 ・認定と助成は分けた方がよい。認定には左記候補が適任と思うが、助成については札幌市該当部署からの目線も必要になるのでは？ ・異論ありませんが、あるていど柔軟に選定できるようにしておくと思います。左記の条件を全部満たす必要があるのではなく、それぞれの条件に合致しそうな人を満遍なく選ぶ、というイメージでしょうか。 <p>市の条例なので、市民（とくに市民動物園会議など）から推薦があった場合の「枠」みたいなものは必要ないでしょうか？（そういう人が左記の条件を一つも満たさないとは考えづらいですが）</p>	
委員意見反映後の事務局修正案	
<p>認定及び助成の両方を審査する委員として、以下のいずれかに該当する者として選定し、委員全員で以下要件を網羅するよう留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園に所属経験が5年以上あること ・動物の飼育又は獣医療経験が豊富であること ・生息域外保全、生息域内保全など保全対象種の繁殖計画等に携わった経験があること ・動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について、国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していること <p>なお、認定及び助成は、札幌市（担当部局：円山動物園）が委員の審査と合わせて必要な確認をして最終的に決定する。特に助成については、公金を支出する先として妥当かどうかなどは札幌市が責任をもって確認をする。</p>	

認定制度案の検討事項に対する委員意見

検討項目	制度名
検討事項	<p>⑥制度名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園条例の札幌市認定動物園を認定する制度としてわかりやすい名称 ・市内の動物園が、条例で示す「動物園」に向かってステップアップしていくための制度ということが印象付けられる名称 ・条例対象外施設も併せて札幌市の考える動物園のあるべき姿を目指してもらう制度であることがわかる名称
事務局案	<p>制度名の案（）内は要綱名</p> <p>【A, B を認定・支援する制度】 札幌市認定動物園認定制度（札幌市認定動物園認定要綱）</p> <p>【準認定を登録・支援する制度】 札幌市認定動物園認定希望事業者支援制度（札幌市認定動物園認定希望事業者支援制度実施要綱）</p> <p>【A, B に助成金を交付する制度】 札幌市認定動物園助成制度（札幌市認定動物園助成金交付要綱）</p> <p>※上記を総称する制度名（愛称的な）も要検討 例：さっぽろの動物園 StepUp 制度など</p>
委員意見	
<p>・「認定動物園認定制度」というのはすこし回りくどいような気がします……。条例上は「条項を満たさないものは動物園と呼ばない」とのことなので、シンプルに「札幌市動物園認定制度」ではどうでしょうか？（ニュアンスとしては「札幌市の条例に合致する／条例でそう呼ぶところの動物園の認定制度」という感じ） 愛称と混ざってしまいますが、条例に合致する動物園を「さっぽろの動物園」なんだと固有名詞化してしまっ、『「さっぽろの動物園」認定制度』もどうか。</p>	
委員意見反映後の事務局修正案	
<p>制度の捉え方としては、以下の体系でどうか。3つの制度の通称は要検討。</p> <p>さっぽろの動物園 StepUp 制度</p> <ul style="list-style-type: none"> └認定（「札幌市認定動物園」の認定制度） └準認定施設の登録（条例対象外の意欲的な施設（準認定施設）を支援する制度） └助成（札幌市認定動物園への助成金交付制度） 	

認定制度案の検討事項に対する委員意見

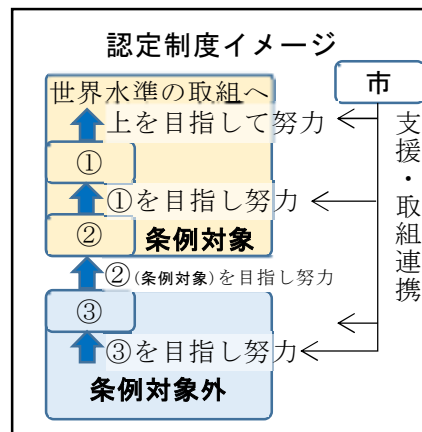
検討項目	区分名
検討事項	<p>⑦区分名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 認定が条例適用対象の動物園にも関わらず劣っている動物園と誤認されないネーミング ・ A 認定は、B 認定よりも取組水準が高いことをイメージできるネーミング ・ 準認定は、条例の適用対象外のため”動物園”を使わずに「認定まであと一歩」「支援対象施設」であることをイメージできるネーミング
事務局案	<p>区分名案 1</p> <p>A 認定 → 認定動物園 B 認定 → 準認定動物園 準認定 → 支援施設</p> <p>【補足説明】Aが札幌市が考える動物園のあるべき姿で、それを目指していくイメージ。準認定動物園は、条例でいう「動物園」ではあるが、「あるべき姿」には達していないので認定動物園に準ずる動物園、という位置づけ。支援施設は、条例でいう動物園ではないため「動物園」を冠することはできないが、認定を目指すプログラムに参加する支援対象施設という位置づけ。</p> <p>区分名案 2</p> <p>A 認定 → 優良認定動物園 B 認定 → 標準認定動物園 準認定 → 支援施設</p> <p>【補足説明】Bは札幌市が考える動物園の標準的な（条例対象とする）動物園であり、Aは条例に示す取組を実践する優良な動物園であるという位置付け。支援施設は案 1 に同じ。</p>
委員意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一案がいいと思います。ただ、「支援施設」ではなく、たとえば「未認定動物飼育施設」などどうでしょうね？業者登録的には、専門的な名前はありませんか？ ・ どちらでも可。案 2の方がイメージしやすいと感じる。 ・ この議論のときに考えていたイメージとしては、案 2のほうに近いです。段階の付け方として「天然記念物」「特別天然記念物」みたいなことを考えていました。ただ、「特別認定動物園」よりは「優良認定動物園」のほうがいいですね（目指せばだれでもなれるという意味でも）。「標準」とつける必要があるかは、議論の余地がありそうな気がします。A=優良認定動物園、B=認定動物園、準=支援施設、がいいように思います。 	
委員意見反映後の事務局修正案	
<p>A 認定 → 優良認定動物園 B 認定 → 認定動物園 準認定 → 準認定施設</p>	

札幌市動物園条例に基づく札幌市認定動物園を認定する制度－答申案－

1 認定制度の位置付け、考え方

動物園条例第3章（第10条）に基づく札幌市認定動物園を認定する制度（以下「認定制度」という。）は、以下のことを配慮することが適当と考える。

- (1)認定は、一定のレベルに達したところを認定すること。
- (2)動物園が努力している取組が認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとすること。
- (3)認定要件を満たさない施設にも門戸を広げチャンスを提供していく仕組みを設け、認定制度と連動させて運用すること。
- (4)保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかる仕組みを取り入れること。
- (5)認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）認定効果や支援内容とすること。



- (6)動物福祉に関する認定要件は、研究が十分に進んでいない多種多様な野生動物を対象とすることから、数値化した基準を設定することは困難である。そのため良好な動物福祉の確保のために、どのような姿勢で何に取り組んでいるのか、また今後の取組においてどのように向上していくつもりかを評価することが適当であること。
- (7)市民が、動物園水族館とはどのような施設なのか判断する一つの指標とすること。

2 認定制度の全体像（認定要件、段階分け）及び認定メリット

【認定要件、支援内容】

別表1（認定要件、審査基準等）、別表2（区分名、支援内容）とすることが適当と考える。

【段階分け】

以下の①～③で区分を設け、①②は、動物園条例第3章（第10条）に基づく札幌市認定動物園として認定し、③は札幌市認定動物園の認定を受けようとする施設を支援する制度に登録する仕組みとすることが適当と考える。

- ①条例第1章、第2章に沿って取組を実践している動物園（呼称案：優良認定動物園）
- ②条例第2条第3号（動物園の定義）に該当する動物園（呼称案：認定動物園）
- ③条例第2条第3号に非該当（条例適用外施設）だが、条例に沿った取組（認定動物園）を目指す施設（呼称案：準認定施設）

【認定メリット】

③の準認定施設の認定メリットは、以下のとおり。

- ・広報支援が受けられること。
- ・保全活動連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、自主的な取組の道筋を見つけるきっかけとなること。

- ・動物園の取組に役立つ情報の提供を受けることができること。
- ・認定申請に必要な要件などの講習会、説明会を受けることができること。

②の認定動物園の認定メリットは、以下のとおり。

- ・条例上の動物園であることが公認されること。
- ・保全活動連携協議会メンバーとなり取組連携が可能となること
- ・研修会への参加が可能となり、専門家から有益な情報収集や意見交換、技術指導が受けられること。
- ・助成金の交付対象となること

①の優良認定動物園の認定メリットは、認定動物園のメリットに加え以下のとおり。

- ・広報支援（上位の取組を公認）、施設の価値が高まること。
- ・助成金が増額となること。

※①～③の各認定又は登録において、認定要件を上回る取組について、どの分野でどのような取組を実施しているか自己申告し、認定又は登録後の市の広報で掲載することができる仕組みとする。

3 認定受付、提出方法、審査、認定期間、認定区分の変更等

(1) 認定受付、提出方法

随時受付することとし、申請書及び添付書類を電子メールで提出する方法が適当と考える。

(2) 審査

認定動物園支援事業部会の委員による書類審査及び**実地審査（実地調査箇所はその都度選定）**を行い、認定要件を満たしているか否かについて、別表1の審査基準に基づき判定することが適当と考える。

(3) 認定期間

5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）とすることが適当と考える。

(4) 認定区分の変更等

認定区分を上位の区分に変えたい場合は、直近の認定日から1年経過後から可能。認定区分を変える申請により認定された場合は、その認定から5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）とすることが適当と考える。

4 報告義務

毎年度、活動報告書及び所定の報告事項※について書類を提出させ、取組状況を把握しながら、その取組を促進する支援策の検討に活かすことが重要と考える。

【※報告事項】

- ・野生動物の飼育・展示状況（営業日数、半年ごとの飼育種数・点数）
- ・調査研究の取組状況（実施期間、対象種・個体数、調査内容、結果、研究成果の社

会への還元方法、今後の取組方針等)

- ・野生動物の生態及び生息環境を伝える展示の状況(展示全体の総括、今後の取組方針)
- ・野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動の取組状況(実施期間、教育プログラム名、プログラムの目的、実施回数・参加人数、実施結果の検証内容)
- ・生息域外保全の取組状況(実施期間、対象種・個体数、調査内容、結果、今後の取組方針等)
- ・生息域内保全に関する取組状況(実施期間、実施内容・結果、今後の取組方針等)
- ・動物福祉の把握、改善の取組状況(動物福祉の評価、評価結果に基づく改善措置の検討内容)

5 更新方法

認定期限の切れる3か月前から1か月前までの間に所定の更新申請書を、必要書類を添えて提出。認定区分を既に認定されている区分から変更する場合は、新規申請として扱う。認定時と同様に書類及び実地審査(実地調査箇所はその都度選定)による審査が適切と考える。

6 認定の取消し

認定後、申請時に認定要件を満たしていなかったことが判明した場合又は認定要件を満たさなくなったことが判明した場合は、指定した日までに要件を満たすよう勧告を行うことが適切と考える。

指定した日までに要件を満たした場合は認定を継続、要件を満たすことができなかった場合は、認定要件を満たす区分(※)へ変更するものとし、準認定施設の登録要件をも満たさなくなった場合は、その認定を取り消すことが適切と考える。

※優良認定動物園であったところその要件を満たさなくなった場合

- ・認定動物園の要件を満たす場合は、認定動物園へ変更する。
- ・認定動物園の要件を満たさず準認定施設の要件を満たす場合は準認定施設へ変更する(認定動物園であったところ要件を満たさなくなった場合も同じ)。

7 制度名(呼称)

上記2の段階分け(施設の区分)により、動物園条例第10条に基づき「札幌市認定動物園」を認定する制度であること、また、動物園条例の対象外の動物展示施設のうち、「札幌市認定動物園」を目指して取り組もうとする施設を支援(登録)する制度の対象であることを明確にするとともに、それらの制度を合わせ、札幌市の動物園に係る施策の総称として、施策の目的がわかりやすい呼称を付けることが望ましい。

施策の総称案：さっぽろの動物園^{ステップアップ}StepUp制度

認定動物園の認定制度の名称案：さっぽろの動物園 StepUp 制度(認定)

準認定施設の登録制度の名称案：さっぽろの動物園 StepUp 制度(支援)

8 認定の審査員

別表1の要件・基準に基づく評価を書類及び必要な場合は実地の調査により行うことから、これらの要件等全般に知見を有する学識経験者、有識者等の専門家が適任であり、委員全体で次の経験・知識を有する者が含まれていることが適切と考える。

なお、この要件は、助成金交付の審査員も同様とすることが適当と考える。

- (1) 動物園に所属経験が5年以上あること
- (2) 動物の飼育又は獣医療経験が豊富であること
- (3) 生息域外保全、生息域内保全など保全対象種の繁殖計画等に携わった経験があること
- (4) 動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について、国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していること

＜選定対象候補＞

- ① JAZA等動物園水族館の各地域協会関係者（特に動物福祉評価の有識者）
- ② 動物園の所属経験又は事業共同実施の経験のある大学等の学識経験者・有識者

9 助成制度

(1) 申請時期、方法

毎年度3月中に申請を受け付け、可能な限り4月前半までに審査及び助成決定を行うことが望ましいと考える。なお、申請書及び添付書類を電子メールで提出する方法が適当と考える。

(2) 助成申請対象者（＝助成金交付対象者）

上記2の区分のうち、優良認定動物園及び認定動物園を対象とすることが適当と考える。なお、助成申請日及び助成決定日までの間に、認定要件を満たしているかどうか疑義が生じていない動物園を対象とすることが適当である。また、対象者には助成申請の案内を事前に周知することが適当である。

(3) 助成対象事業

以下を目的とした事業で、かつ既に助成金の交付を受けようとする各認定動物園の経費負担により実施している事業でないこと。ただし、この助成制度に基づき複数年度において取り組む事業として申請され、助成金の交付決定を受けた事業については、助成金の交付決定を受けた初年度から3年間は助成対象とする。また、他の機関・団体から事業費の補助を受けていない事業を対象とする。

【対象事業】(条例第7条のうち、第1項第1号、第3号、及び第6号を除くもの。)

- ①野生動物の保全に関する調査・研究（当該研究目的が良好な動物福祉の確保につながるもの※も助成対象とする。）
- ②野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動
- ③生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上等）
- ④生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

※動物福祉向上を目的とした調査研究の例

- ・動物の血液検査時の麻酔や保定によるストレスの影響調査
- ・ゾウヘルペスウイルス再活性化マーカー探索についての研究
- ・タッチプールにおける飼育動物の良好な動物福祉を確保した展示デザインの研究

(4) 助成対象経費

経費区分	内容
諸謝金	講師・指導者・ボランティアへの謝礼等
旅費	交通費（航空運賃、鉄道運賃）、宿泊費等
備品費	物品や機器のうち、概ね1年以上の耐用年数をもち、価格が1万円以上のものの購入に要する経費
消耗品費	備品に該当しない消耗される物品や機器の購入に要する経費
印刷製本費	文書・図面・事務用紙・パンフレット・ポスター等の印刷料、青写真焼付料、複写サービス料、書類・雑誌の製本代等
通信運搬費	切手、ハガキ等の郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費
賃借料・使用料	車両、会場、機器類等の使用に係る賃借料、当該助成事業に係る光熱水費※
賃金等	日々雇用者の賃金のほか、当該申請事業により申請事業期間における新たに雇用が必要となった者の賃金等
雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等
資材購入費	事業を実施するうえで必要な資材購入等に要する経費
その他	その他事業に必要な経費で、特に市長が必要と認める経費

※ただし、次のような運営事業者の維持運営に伴う経常経費等は対象外とすることが適当と考える。

○動物の購入費

- 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費等、運営事業者の経常的な運営に係る経費
- 飲食費
- 建設費（改修、改築に要する費用等を含む。ただし、工作物に係る経費は除く。）
- 日常的な事務作業のために使用する文房具類の購入費
- 運営事業者内部の会議などで使用する図書や各種用品の購入費

(5) 助成金額上限（開始当初）

認定区分に応じ、以下のとおりの金額・事業数を上限とすることが適当と考える。

「認定動物園」 1者につき1事業まで、かつ100万円まで

「準認定動物園」 1者につき1事業まで、かつ50万円まで

(6) 助成率

100%とすることが適当と考える。

(7) 助成金の交付時期等

助成決定後、請求に基づき開始当初に概算払で交付し、年度末までの助成事業完了後に精算をすることが適当と考える。

(8) 助成対象事業の変更届

助成申請者は、事業内容の変更が生じ、交付決定額に明らかな変更が生じた場合は変更届を提出することが適当と考える。（市は変更の審査、決定通知を行う。）

(9) 助成金交付決定の取消し

以下の場合には助成交付決定を取り消すことが適当と考える。

- ・申請内容が虚偽である場合
- ・助成申請者が、札幌市認定動物園の取消しを受けた場合

10 その他支援策について

(1) 広報

条例第 10 条第 3 項に基づく札幌市認定動物園の当該保全活動の広報については、具体的には以下のような取組が適当と考える。

【具体的取組例】

- ・札幌市（円山動物園）公式ホームページ・SNS で各施設名等基本情報を紹介
- ・活動情報（将来的に動画撮影し、youtube 配信も想定）を市公式 HP や SNS 等で投稿
- ・札幌市（円山動物園）発行の紙面等に紹介情報を掲載
- ・円山動物園内での紹介掲示板設置
- ・各種イベント・事業等で口頭又はパネル等で紹介

(2) (仮称) 保全活動連携協議会

条例第 4 条(市の責務)に基づく施策の一つであり、条例第 10 条第 3 項の「その他の必要な支援」の一つとして、各認定動物園、円山動物園及び札幌市環境局の関係部署その他関係機関により構成する会議体を設置することが適当と考える。この会議体では、札幌市全体の環境保全施策とつながりを持ちながら、生物多様性や環境の保全について各認定動物園や円山動物園ができることを情報交換し、多くの活動主体と協働して取り組める事業を企画立案することが望ましいと考える。

また、それらの取組や各認定動物園での飼育繁殖技術の向上などを支援するため、この協議会の取組の一環として、専門家を招聘し技術指導や専門知識の提供を行う合同研修会・講習会を実施するなどが適当と考える。さらに、各認定動物園及び円山動物園において行った調査研究成果の合同発表会など、より具体的な技術の共有の場を創出することが適当と考える。

(3) 情報提供、助言

条例第 10 条第 3 項に基づく情報提供、助言を行うにあたり、具体的な内容や方法については、以下のようなことを検討することが望ましいと考える。

【具体的取組（想定）】

- ・メーリングリスト又は SNS 等を活用した情報配信及び情報交換のネットワークを構築し、随時情報交換を行う。
- ・各認定動物園から札幌市（円山動物園）に対し必要な助言を求められた場合、札幌市はその内容について保有する情報をもとに適切な助言を行うとともに、保有のない分野については一定の調査を行ったうえで、現状で把握できる情報をもとに助言を行う。

(4) その他

上記以外に、支援となるものがあれば随時検討することが望ましいと考える。

(仮)優良認定動物園（旧：A認定動物園）の認定要件と審査基準（条例第1章、第2章に沿った取り組みを実践する動物園の位置付け）

項目	要件	審査基準
	○準認定動物園の要件をみたとすこと	準認定動物園の各審査基準に同じ
野生動物を主とした飼育・展示	○全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること	・動物種の飼育する目的が、生物多様性の保全に寄与するための調査研究、生息域外保全、啓発・教育活動、その他の目的に整理されていること。
	○野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること	・野生動物の生態を 発揮できる展示場を整備していること ・ 野生動物の生息環境を伝える展示デザイン、情報掲載又は提供があること
域外保全	○生息域外保全のための累代飼育に取り組んでいること	・実施する生息域外保全計画における対象種の累代飼育に計画的に取り組んでいること
調査研究	○学会・研究会等に参加し、研究成果を広く市民に発表していること ○記録された研究データ等が、整理されいつでも活用できる情報として保存されていること	・研究会等に参加した実績があること（従業員が個人的に参加したものではなく、組織としてその研究会等に参加することを決めたものに限る） ・研究成果をインターネット等の不特定多数が閲覧できる場所において公表していること ・ 記録された研究データが動物種、研究内容等の分類で整理され、データ及び紙媒体等の資料を検索することができるよう長期的に保存されていること
教育活動	○保全のための行動変容を促す啓発・教育活動に取り組んでいること	・個人又は企業が取り組むことのできる環境保全の行動を例示した啓発 及びその行動を実践する体験プログラムなどの教育活動 があること
	○保全に携わる人材育成につながる教育活動に取り組んでいること	・従業員以外の者に、飼育や診療等の実習等の知識・技術の習得を支援する教育プログラムを実施していること
動物福祉	○動物福祉規程を策定しており、定期的な見直しがあること	・動物福祉規程は、以下のことを含むものであること。 ①組織の取組指針として定められ、公表されていること ②飼育動物全般の共通する動物福祉への影響を考慮した飼育環境整備等の取組指針や5つの領域（栄養、環境、健康、行動、精神状態）に関する評価の実施方針等を定めていること ・動物福祉規程の定期的な見直しの時期や実施方法が明らかであること
	○飼育動物全てについて、定期的に動物福祉の評価を実施し、その結果に応じた改善に取り組んでいること	・動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が立てられていること
域内保全	○生息域外保全の対象種以外の生息域内保全への関与があること	・生息地における保全対象種の生息数調査、生息環境調査、生息地の環境改善活動への参加、又はその環境改善に必要な行動の抑制や促進に関する啓発活動、それらの活動を実践する人材の育成活動 など生息域内保全に寄与する取組 があること
活動情報の公表	○保全活動や動物福祉向上その他の取組状況を不特定多数の者が閲覧できるように公表していること	・条例第7条及び第8条の各項目について、ホームページ等の不特定の多数が閲覧できる場所に随時実施（予定・結果等）の情報を公開していること ・条例第7条及び第8条の各項目について、一定期間の取組をまとめたものを定期的に公開していること

(仮) **認定動物園 (旧: B 認定動物園)** の認定要件と審査基準 (条例第 2 条第 3 号の定義を満たす動物園)

項目	要件	審査基準
	○支援施設の要件を満たしていること	支援施設の各審査基準に同じ
生息域外保全	○1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖(繁殖に寄与する取組を含む)を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域内保全への関与が明確である生息域外保全の計画(以下「保全計画」)を主体的に実施、又はその保全計画に参画していること。また、その保全計画は公表されていること。 ・繁殖の取組については、展示維持のみを目的としたものではないこと ・自施設における繁殖だけでなく、保全計画における他園での繁殖に必要な不可欠な取組を含む。ただし、単発的・偶発的に老齢個体や余剰個体を受け入れることや配偶子バンクへ配偶子を提供することその他公表計画の繁殖の取組との関連を明確に説明できないものは除く。
調査研究	○野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察があること ・参考文献等の情報収集・整理・分析・考察等があること
教育活動	○野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の生態や生息環境の変移、人の諸活動との関わり、人がその野生動物の保全のためにできることについて、例示を含めて情報提供していること
動物福祉	<p><u>○動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること。また、その指針は公表されていること。</u></p> <p>○飼育マニュアルを1種以上整備(作成又は準用)しており、今後増やしていく予定があること</p> <p><u>○1種以上の飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、その結果に応じた改善に取り組んでいること</u></p>	<p><u>・事業者の経営理念・経営方針等の中で、飼育動物の動物福祉向上に努めていくことが意思表示されており、その取組として動物福祉を定期的に評価し、結果に基づく改善に努めていくことが明記され、公表されていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育マニュアルは、少なくとも以下を含めたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①野生における生息環境や対象種の生物学的特徴に関する情報 ②生理生態等に適した飼育施設の目安 ・<u>動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が検討されていること</u>
その他	○札幌市の環境保全施策への参加・協力があること	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水環境、土壌汚染など野生動物の存続に影響する環境の改善につながると判断される市の環境配慮制度(環境保全行動計画、自動車使用管理計画、建築物環境配慮制度(CASBEE 札幌)、さっぽろエコメンバー登録制度、事業者の環境配慮活動支援、札幌市電力の調達に係る環境配慮報告等)に1つ以上参加・協力があること

(仮) **準認定施設（旧：準認定動物園）** の認定要件と審査基準（条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設）

項目	要件	審査基準
運営目的	○生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること	・運営事業者の定款、経営方針等動物を飼育する目的を示したものに、生物多様性の保全に寄与することが含まれていること。
野生動物を主とした飼育・展示	○不特定多数を対象に観覧することができる常設施設であること	・年間100日（1日4時間かつ年間400時間）以上営業していること ・一次的な非公開対応を除き、常時不特定多数の人が観覧することができること
	○野生動物に関する調査研究、生息域外保全、教育活動等に供するために野生動物を飼育及び展示しており、その野生動物の飼育等が動物園の最も大きな目的であること	・飼育動物の展示目的が販売や単なる貸出ではないこと ・家畜の展示は、野生動物の展示に必要不可欠であることが明確である、又は生物多様性の保全への寄与を目的とした運営には関係がない家畜の展示について、その展示に係る人件費・飼料等の経費や特定の収入が、野生動物の展示に係る収支を超えていないこと
	○B認定動物園の「域外保全」「調査研究」「教育活動」の要件のいずれか2つを満たしていること	準認定動物園の審査基準に同じ
域外保全	・1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖又は繁殖に寄与する取組を実施していること	
調査研究	・野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること	
教育活動	・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること	
動物福祉	○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを今後整備（作成又は準用）する予定がある。	・今後、種別の飼育マニュアルを作成することを明らかにしていること
その他	○動物の飼育及び展示等の実施に関する法令を遵守していること	・動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な法令上の許認可や届け出を適正に実施していること（展示のために必要な飼育施設の設置や移動など動物園において展示するために必要な手続き全てを含む） ・提出書類により、上記以外の事業に関連する法令を遵守していることの宣誓があること

ステップアップ
総称：さっぽろの動物園StepUp制度

認定区分	支援内容	広報	(仮称) 保全活動連携協議会				情報提供、助言	助成	その他
			取組連携	会議出席	研修会技術指導	研究発表			
(仮) 優良認定動物園 (旧：A 認定動物園)	条例第 1 章、第 2 章に沿った取り組みを実践する動物園	○	○	○	○	○	○	○	
(仮) 認定動物園 (旧：B 認定動物園)	条例第 2 条第 3 号の定義を満たす動物園	○	○	○	○	○	○	○	
(仮) 準認定施設 (旧：準認定動物園)	条例第 2 条第 3 号の定義を満たすまであと一步の施設 (条例対象外施設)	○	×	△ ※傍聴のみ	×	△ ※傍聴のみ	○ ※認定動物園制度についての講習会や研修会の参加が可能	×	

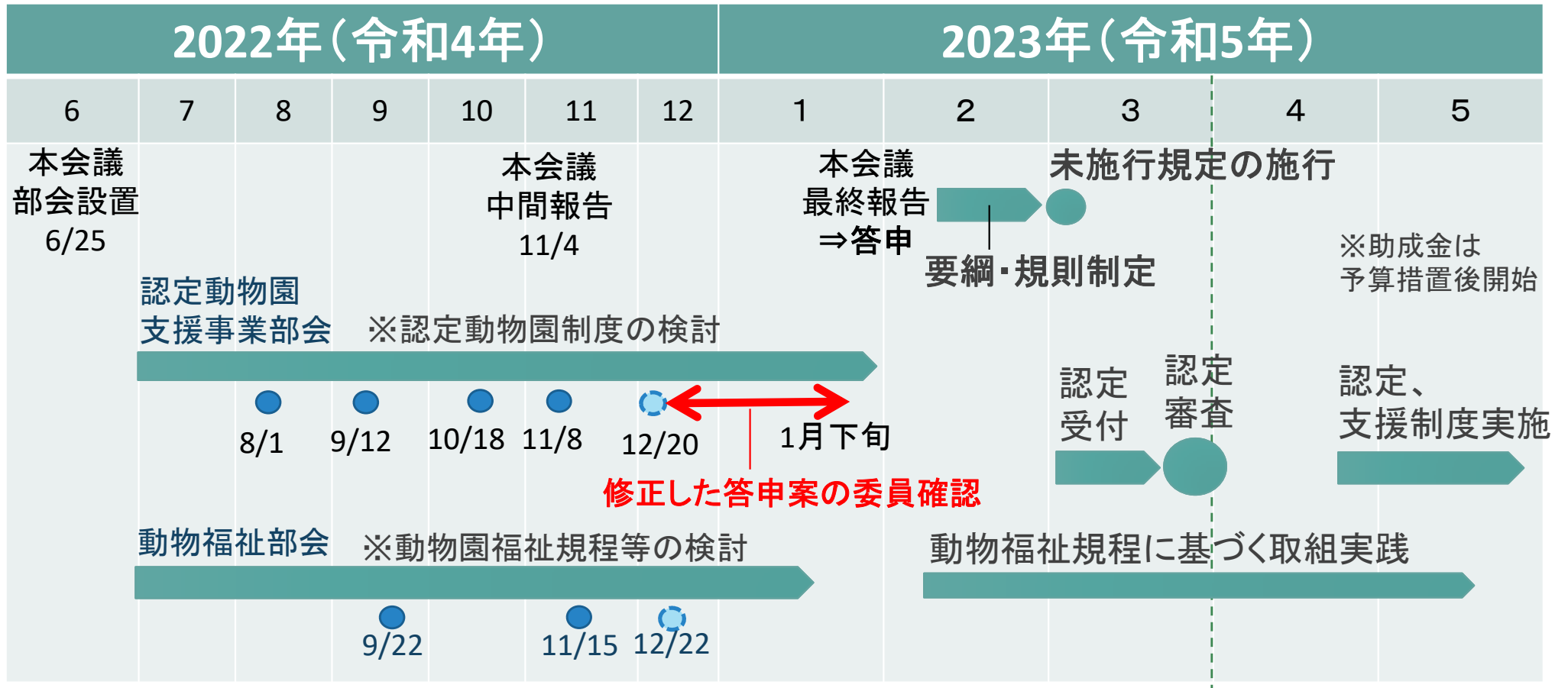
条例第 10 条に基づく制度

個別制度名
さっぽろの動物園 StepUp 制度 (認定)

条例第 4 条に基づく市の施策として認定制度と連動させて運用

個別制度名
さっぽろの動物園 StepUp 制度 (支援)

今後のスケジュール(認定制度開始に向けて)



未施行規定

前文

第1章 総則

第2章 動物園

第3章 認定動物園

第4章 円山動物園

第5章 動物園応援基金

第6章 市民動物園会議

第7章 雑則

公布の日から1年以内(令和5年6月5日まで)
に市長が定める日に施行

附則第4条の札幌市基金条例の改
正規定も未施行

第22条助成

第23条第2項
第4号及び第5号

認定動物園の認定・助成に関する審議等